

## 平成 23 年度神石高原町人事行政の運営等の状況について

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の 2 及び神石高原町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年神石高原町条例第 29 号）第 4 条の規定に基づき、平成 23 年度の神石高原町の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

平成 23 年 11 月  
神石高原町長 牧 野 雄 光

### 1 総括

職員の給与は、生計費並びに国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して条例で定められており、その内容はその職務と責任に応ずるものでなければなりません（地方公務員法第 24 条第 1 項、第 3 項、第 6 項）。

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 人件費率 H21 年度
平成 22 年度	H23. 3. 31 現在 10,852 人	千円 14,263,618	千円 498,253	千円 1,727,880	% 12.1	% 15.7

(注) 1 実質収支とは、当該年度の歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額から、翌年度へ繰り越すべき財源を控除したものです。

2 人件費には、議員報酬、各種委員報酬、特別職給与及び共済費等を含んでいます。

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				1 人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	
平成 22 年度	人 172	千円 687,323	千円 83,236	千円 233,647	千円 1,004,206	千円 5,838

(参考) 類似団体平均 1 人当たり給与費 H22 年度	千円
5,576	

(参考) 1 人当たり 給与費 H21 年度	千円
5,883	

(注) 1 給与費には、投資的経費で支出する人件費を含んでいます。

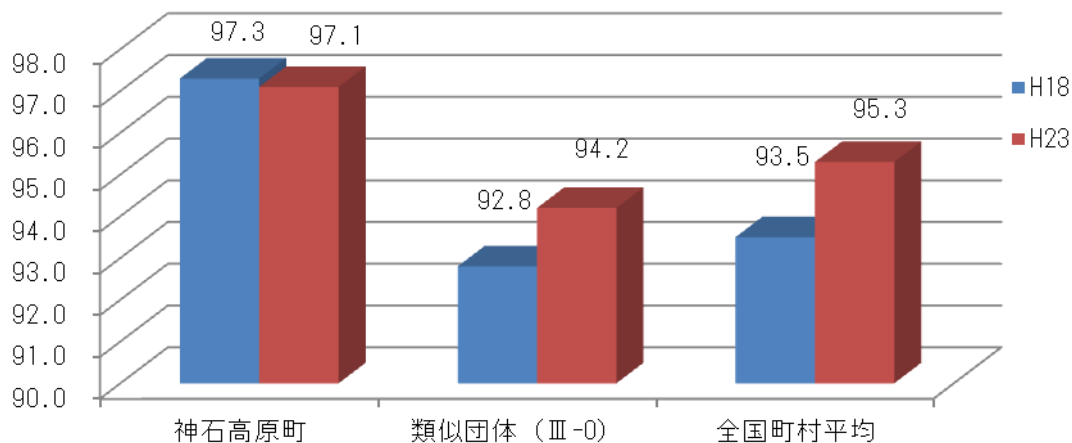
2 職員手当に退職手当は含んでいません。

3 職員数は、平成 22 年 4 月 1 日現在の人数です（公営企業等会計部門を除く）。

#### (3) 特記事項

平成 22 年 6 月及び 12 月に町長、副町長及び神石高原町教育委員会教育長に支給する期末手当の額については、規定により算出した額から、10%を減額して支給しています。（神石高原町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 22 年条例第 2 号））

(4) ラスパイレス指数（一般行政職）の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

2 一般行政職給料表の状況（平成23年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の給料月額（号）	243,700 (93)	309,200 (125)	356,400 (113)	390,100 (93)	402,500 (85)	424,600 (77)

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

- (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（H23年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
神石高原町	42.7歳	328,100円	368,992円	348,399円
広島県	44.2歳	347,150円	441,087円	386,257円
国	42.3歳	327,205円	—	397,723円
類似団体	43.5歳	318,765円	367,292円	345,267円

②技能労務職

区 分	公 務 員				民 間（参考）			参考
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 B	A/B
神石高原町	52.2 歳	350,800 円	368,617 円	359,117 円	調理士	42.4 歳	246,300 円	1.50
広島県	57.7 歳	404,770 円	448,940 円	426,526 円	—	—	—	—
国	49.5 歳	283,862 円	—	321,662 円	—	—	—	—
類似団体	49.5 歳	287,327 円	311,633 円	300,863 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 C	民間 D	C/D
神石高原町 (技能労務職)	5,898,504 円	3,309,700 円	1.78

- ※ 民間データは、「賃金構造基本統計調査」（賃金センサス）において公表されている職種別の数値を3か年平均（平成20年度から平成22年度までの各年度の労働者数で加重平均）したものを基に計算しています。（地域：広島県、職種：調理士）
- ※ 民間データの各年度（3か年平均前）の「平均給与月額」は、賃金センサスにおける「きまって支給する現金給与額」であり、「年収ベース」は、賃金センサスにおける「きまって支給する現金給与額」を12倍したものに、「年間賞与その他特別給与額」を加えた試算値です。
- ※ 公務員においては、臨時・非常勤等正規職員を含みませんが、賃金センサスは一定の条件のもとでアルバイト等非正規社員も含んでいます。また、技能労務職の職種と民間の対応する職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態、平均経験年数等において、完全に一致しているものではありません。
- ※ 年収ベースの「公務員（C）」データは、平均給与月額を12倍したものに、前年度に支給された期末・勤勉手当の額を加えた試算値です。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在の職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		神石高原町	広島県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円※1	175,814 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円※2	142,086 円	140,100 円
技術労務職	大学卒	172,200 円※1	—	—
	高校卒	140,100 円※2	139,530 円	—

※1 上級試験 ※2 初級試験により採用された場合の支給額です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成23年4月1日現在）

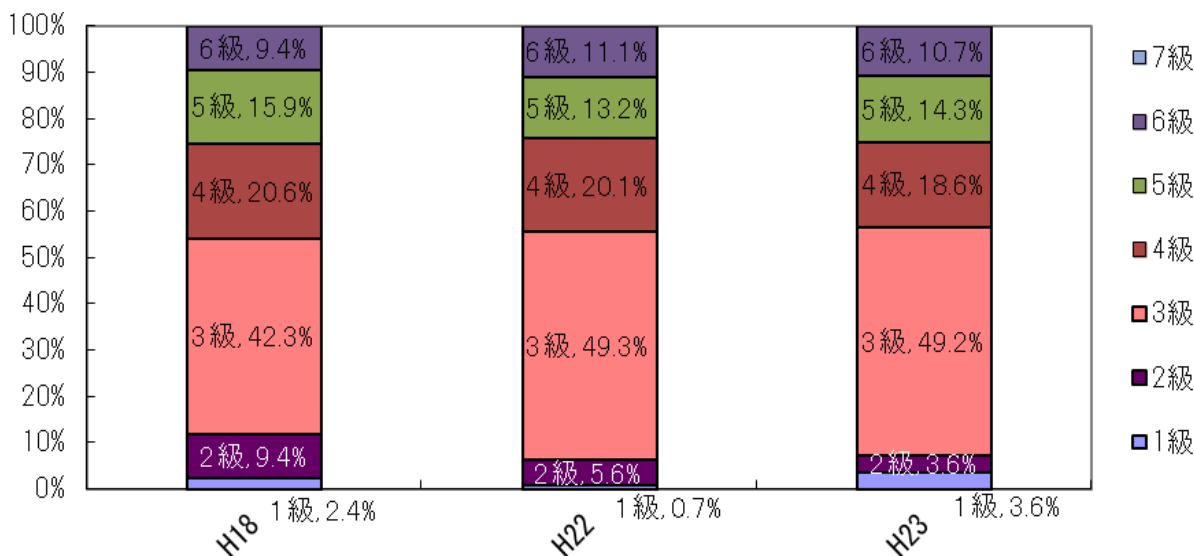
区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大 学 卒	258,200 円	295,500 円	331,000 円
	高 校 卒	220,300 円	265,700 円	307,600 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数（人）	構成比（％）
1 級	主事 （・保健師・保育士・調理師）	5	3.6
2 級	主任主事・主任技師 （・主任保健師・主任保育士・主任調理師）	5	3.6
3 級	主任 （・主任保健師・主任保育士・主任調理師）	69	49.2
4 級	係長・主査 （・保健師専門員・保育士専門員・調理師専門員）	26	18.6
5 級	課長補佐・室長・所長	20	14.3
6 級	支所長・課長・局長・調整監	15	10.7

- (注) 1 神石高原町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

実施していません。

## 5 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

神石高原町	広島県	国
1人あたり平均支給額 (平成22年度) 1,391千円	1人あたり平均支給額 (平成22年度) 1,559千円	—
(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

### 【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

勤務期間による期間率は算定に用いていますが、成績率は用いず、一律で支給しています。

### (2) 退職手当（平成23年4月1日現在）

神石高原町	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 2~20%加算 1人あたり平均支給額 19,712千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 2~20%加算

(注) 退職手当の1人あたり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額です。

### (3) 地域手当

支給していません。

### (4) 特殊勤務手当

支給していません。

### (5) 時間外勤務手当

支給実績（平成22年度決算）	18,583 千円
職員1人あたり平均支給年額（平成22年度決算）	108 千円
支給実績（平成21年度決算）	19,187 千円
職員1人あたり平均支給年額（平成21年度決算）	105 千円

(注) 金額は、地方財政状況調査の数値です。

## (6) その他の手当 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成 22 年度 決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (平成 22 年度 決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配偶者 13,000 円</li> <li>・ 配偶者以外の扶養親族 6,500 円</li> <li>・ 配偶者以外の扶養親族 1 人 (配偶者なし) 11,000 円</li> <li>・ 特定期間の加算 5,000 円</li> </ul>	同		20,247 千円	117,715 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自宅居住者 (新築 5 年間) ※新たな認定は行わないが、既に認定を受けた者への経過措置として支給 2,500 円</li> <li>・ 借家, 借間居住者 (最高限度額) 27,000 円</li> </ul>	異	・ 自宅に係る住居手当廃止 (H22.12.1)	5,402 千円	31,407 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通機関利用者 (運賃等相当額) 限度額 (基本) なし</li> <li>・ 交通用具使用 (通勤距離区分に応じ支給) 1,700 円~27,000 円の加算</li> </ul>	異	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通機関利用者限度額 55,000 円</li> <li>・ 使用距離区分に応じ 2,000 円 (片道 2km 以上) ~ 24,500 円</li> </ul>	21,890 千円	127,267 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支所長, 本庁課長, 局長等 40,000 円</li> <li>・ 支所課長, 所長等 30,000 円</li> </ul>	異	・ 俸給表別, 職務の級別, 俸給特別調整額の区分別に定められた額を支給	12,360 千円	441,429 円
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時等特別勤務</li> <li>・ 1 回 4,000 円</li> <li>・ 6 時間を越える 6,000 円</li> </ul>	異	・ 職員区分, 勤務時間に応じ 6,000 円~ 27,000 円	192 千円	6,857 円

(注) 職員 1 人当たりの額は単純に職員数で除した数値 (管理職手当, 管理職員特別勤務手当を除く) です。

6 特別職の報酬等の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長	742,000 円 ( 697,000 円 )	(参考) 類似団体における最高/最低額 796,100 円/353,500 円	
	副 町 長	651,000 円 ( 611,000 円 )	661,200 円/326,400 円	
	教 育 長	606,000 円 ( 569,000 円 )	—	
	議 長	300,000 円 ( 285,000 円 )	326,000 円/207,000 円	
報 酬	副 議 長	245,000 円 ( 235,000 円 )	269,000 円/172,500 円	
	議 員	225,000 円 ( 215,000 円 )	250,000 円/157,500 円	
	町 長 副 町 長 教 育 長	(平成22年度支給割合) 6月期 1.45月分 12月期 1.45月分 計 2.90月分		
期 末 手 当	議 長 副 議 長 議 員	(平成22年度支給割合) 6月期 1.40月分 12月期 1.40月分 計 2.80月分		
	町 長 副 町 長 教 育 長	(算定方式) 給料月額×在職年数×乗率 乗率 町 長 5.0 副町長 3.0 教育長 2.5	(1期の手当額) 町 長 14,840 千円 副町長 7,812 千円 教育長 6,060 千円	(支給時期) 任期满了時等

- (注) 1 給料及び報酬の ( ) 内は、平成23年6月に改正し、平成23年7月から施行した額です。  
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

## 7 職員数の状況

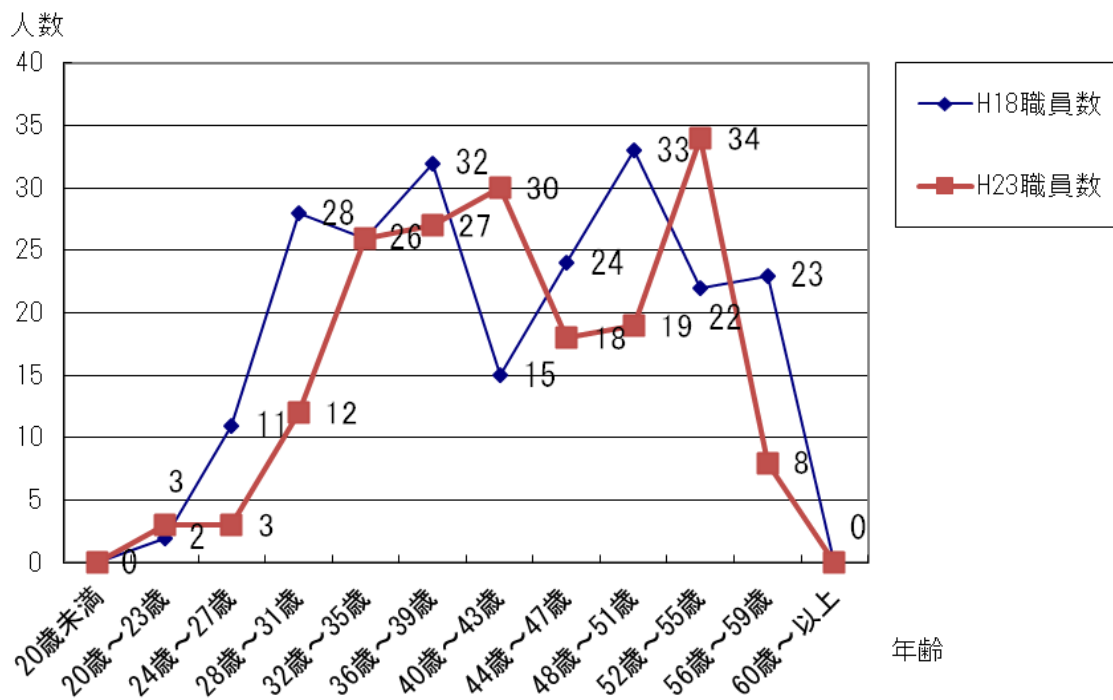
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由 等	
		平成 22 年	平成 23 年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	1	1	—	
		総 務	45	45	—	
		税 務	10	10	—	
		民 生	38	35	▲3	
		衛 生	23	22	▲1	
		労 働	—	—	—	
		農林水産	23	23	—	
		商 工	3	2	▲1	
		土 木	11	8	▲3	
	計	154	146	▲8		
	教育部門	18	18	—		
	小 計	172	164	▲8		
公営企業等 会計部門	公営企 業会 計 関 係	水 道	2	3	1	
		下 水 道	1	1	—	
		計	3	4	1	
	その他事業関係	12	12	—		
	小 計	15	16	1		
合 計		187 [226]	180 [226]	▲7 [ — ]		

- (注) 1 職員数は、一般職に属する職員数です。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計です。  
 3 公営企業等会計部門のその他事業関係の数値は、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計の職員です。



(2) 年齢別職員構成の状況（各年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	—	3人	3人	12人	26人	27人	30人	18人	19人	34人	8人	—	180人

(3) 職員数の推移（各年4月1日現在）

（単位：人・％）

部門別	年度								過去6年間の増減数（率）
	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年		
一般行政	186	176	169	165	164	154	146	▲40（▲21.5%）	
教育	23	21	24	23	18	18	18	▲5（▲21.7%）	
普通会計計	209	197	193	188	182	172	164	▲45（▲21.5%）	
公営企業等会計計	17	19	17	16	15	15	16	▲1（▲5.9%）	
総合計	226	216	210	204	197	187	180	▲46（▲20.4%）	

（注） 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。（ただし、教育長は除く。）

8 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（平成23年4月1日現在）

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	12時～13時

(2) 時間外勤務及び休日勤務の状況（平成22年度）※全職員

職員1人当たりの月平均時間外・休日勤務時間数
9.6時間

## (3) 年次有給休暇の取得状況（平成 22 年 1 月 1 日～平成 22 年 12 月 31 日）※全職員

職員 1 人当たりの平均取得日数	消化率
12.0 日	30.7%

※ 1 年（暦年）につき 20 日。年末に年次有給休暇の使用残日数があるときは、20 日を限度として翌年に繰り越すことができます。

## (4) 特別休暇等の概要（平成 23 年 4 月 1 日現在）

事由	期間
① 職員が選挙権その他公民権としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
② 職員が、裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
③ 所轄庁の事務又は事業の運営上必要に基づく事務若しくは事業の全部若しくは一部の停止（台風の来襲等による事故発生の防止のための措置を含む。）	必要と認められる期間
④ 職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
④の2 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって町長が定めるものにおける活動 ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	一の年において 5 日の範囲内の期間
⑤ 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	町長が定める期間内における 5 日の範囲内の期間
⑥ 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）以内に産出する予定である女子職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
⑦ 女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間（産後 6 週間を経過した女子職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
⑧ 妊娠中又は出産の日後 1 年以内の女子職員が母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 10 条に規定する保健指導又は同法第 13 条に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満 23 週（第 6 月末）までは 4 週間に 1 回、妊娠満 24 週（第 7 月）から満 35 週（第 9 月末）までは 2 週間に 1 回、妊娠満 36 週（第 10 月）から出産までは 1 週間に 1 回、出産の日後 1 年まではその間に 1 回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれについてもその指示された回数）とし、その都度必要と認められる時間

⑨ 妊娠中の女子職員が請求した場合において、当該職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき1時間を超えない範囲内で必要と認められる期間
⑩ 生理日において勤務することが著しく困難である女子職員の生理の場合	2日を超えない範囲内においてその都度必要と認められる期間
⑪ 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回(短時間勤務職員の勤務時間が4時間以下の日にあつては1回)、それぞれ30分以内の期間(男子職員にあつては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの項の休暇を使用とする日におけるこの項の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回(短時間勤務職員の勤務時間が4時間以下の日にあつては1回)、それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)
⑫ 職員の扶養親族である中学校を卒業する年度末までの子の養育(学校行事・保護者会・予防接種等)又は看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日(中学校を卒業する年度末までの子が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間
⑬ 休暇条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この号において「要介護者」という。)の介護その他の世話をを行う職員が当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間
⑭ 職員の妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	町長が定める期間内における3日の範囲内の期間
⑮ 職員の親族(休暇規則別表第3の親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のために勤務しないことが相当であると認められるとき	親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあつては往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間
⑯ 職員が父母の追悼のための特別な行事(父母の死亡後町長が定める年数内に行われるものに限る。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日の範囲内の期間
⑰ 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家族生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月までの期間内における週休日、休日及び代休日を除いて4日の範囲内の期間(育児短時間勤務にあつては、その者の勤務時間を考慮し、町長が定める日数)
⑱ 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	7日の範囲内の期間
⑲ 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
⑳ 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
㉑ その他町長が必要と認める場合	その都度必要と認められる期間

※神石高原町職員の勤務時間、休暇等に関する規則

## (5) 育児休業の取得状況（平成 22 年度）

育児休業取得者	部分休業取得者
1 名	1 名

(注) 取得者数は年度内に新規取得した職員数です。

## 9 職員の分限及び懲戒処分の状況

## (1) 分限処分者数（平成 22 年度）

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	—	—	—	—	—
心身の故障の場合	—	—	2	—	2
職に必要な的確性を欠く場合	—	—	—	—	—
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	—	—	—	—	—
刑事事件に関し起訴された場合	—	—	—	—	—
条例で定めた事由による場合	—	—	—	—	—
計	—	—	2	—	2

## (2) 懲戒処分者数（平成 22 年度）

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	—	—	—	—	—
心身の故障の場合	—	—	—	—	—
職に必要な的確性を欠く場合	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

## 10 職員のサービスの状況

(1) 公益法人等への一般職員の地方公務員の派遣等に関する法律（以下「派遣法」という。）に基づく派遣の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

派遣形態根拠	法人名	派遣職員数(人)		
		役員	職員	合計
職員派遣	民法法人 派遣法第 2 条第 1 号	—	—	—
	一般地方独立行政法人 派遣法第 2 条第 2 号	—	—	—
	特別の法律で設立された法人 派遣法第 2 条第 3 号	—	—	—
	地方自治法に基づく連合組織 派遣法第 2 条第 4 号	—	—	—
	小 計	—	—	—
退職派遣	特定法人 派遣法第 10 条	—	—	—
合 計		—	—	—

(2) 営利企業等の従事許可の状況（平成 23 年 10 月 1 日現在）

区 分	人数等	備 考
許可人数	延べ27名	自治振興会役員（21），農業団体役員（2），学校関係（1），NPO法人（3）

※地方公務員法第 38 条の規定によるもの。

## 11 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の状況

①研修に関する基本方針の策定

策定の有無	策定期間
有	平成 22 年 4 月

②研修の実施状況

研修の種類	研修数	H22 年度受講者数	H21 年度受講者数
一般研修（指名研修）	5	22 名	15 名
特別研修（選択研修）等	24	37 名	16 名
海外研修	1	1 名	—

（注） ひろしま自治人材開発機構等における研修の状況

(2) 勤務評定の状況（平成 22 年度）

策定の有無	導入時期	被評定者数
無	平成 18 年 12 月（試行）	9 名

## 12 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 安全衛生管理体制（平成 22 年度）

区 分	選任事業所数
衛生管理者	—
産業医	1 ※
衛生委員会	1

※H22.6 1名選任

(2) 職員の福利厚生事業の状況（平成 22 年度）

・福利厚生制度

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について、計画を樹立し実施しなければなりません（地方公務員法第 42 条）。

また、共済制度は、職員又はその被扶養者の事故（病気、負傷、出産、死亡及び災害等）に関して、適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度であり（地方公務員法第 43 条第 1 項）、具体的には地方公務員等共済組合法によって、広島県市町村職員共済組合が制度を運用、実施しています。このほか、職員は、(財)広島県市町村職員共済互助会に加入しています。

事業名	事業内容
職員の健康診断	
共済一般健診	定期健康診断及びがん検診を共済組合と共同で実施
その他の事業等（広島県市町村職員共済組合、広島県市町村職員共済互助会）	
短期・長期給付	保険給付、休業給付、災害給付、年金
福祉事業	保健事業（ライフプラン講座など） 貯金事業（普通貯金） 貸付事業（普通、住宅、災害など）
福利厚生事業	短期人間ドック助成、保養所利用助成など
積立年金事業	

(3) 公務災害の認定状況（平成 22 年度）

・公務災害補償

地方公共団体は、職員が公務中あるいは通勤途上で死亡し、または負傷や疾病により障害を負った場合などには、その者またはその者の遺族若しくは被扶養者に対し、損害を補償する義務を負います（地方公務員法第 45 条第 1 項）。具体的には、地方公務員災害補償法に基づき、専門的機関として設置された地方公務員災害補償基金によって補償事務が行われています。

公務災害	通勤災害	計
1 件	—	1 件

### 13 公平委員会の状況

(1) 公平委員会の事務の委託

地方公務員法第 7 条第 4 項の規定により広島県人事委員会に公平委員会の事務を委託しています。

(2) 県人事委員会より報告を受けた公平委員会の業務の状況（平成 22 年度）

①勤務条件に関する措置の要求の状況

該当なし

②不利益処分に関する不服申立ての状況

該当なし

③その他

・職員団体の登録

登録団体名：自治労神石高原町職員労働組合

・管理職員等の範囲の指定

### 14 公営企業職員の状況

(1) 簡易水道事業特別会計

職員が特定されるおそれがあるため公表していません。

(2) 農業集落排水事業特別会計

職員が特定されるおそれがあるため公表していません。